

論点③ 期待される役割を踏まえた評価の見直し

論点③

- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率の低い介護予防看護の初回加算（Ⅰ）についてどのように考えるか。
- 訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護は、累次の改定で見直しを行ってきたところだが、訪問看護の役割をふまえた評価についてどのように考えるか。
- 看護体制強化加算に関する附則において経過措置を設けているが、令和8年度時点では猶予している自治体（調査時点における被災地を除く。）はない等の実態を踏まえ、経過措置の延長についてどのように考えるか。

対応案

- 算定率の低い介護予防訪問看護の初回加算（Ⅰ）について、簡素化してはどうか。
- 訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護について、訪問看護の役割を踏まえたサービスを適切に評価する観点から、サービスの提供体制や実績等を踏まえた評価の見直しについてどのように考えるか。
- 看護体制強化加算に関する附則に設けられた経過措置を終了することとしてはどうか。

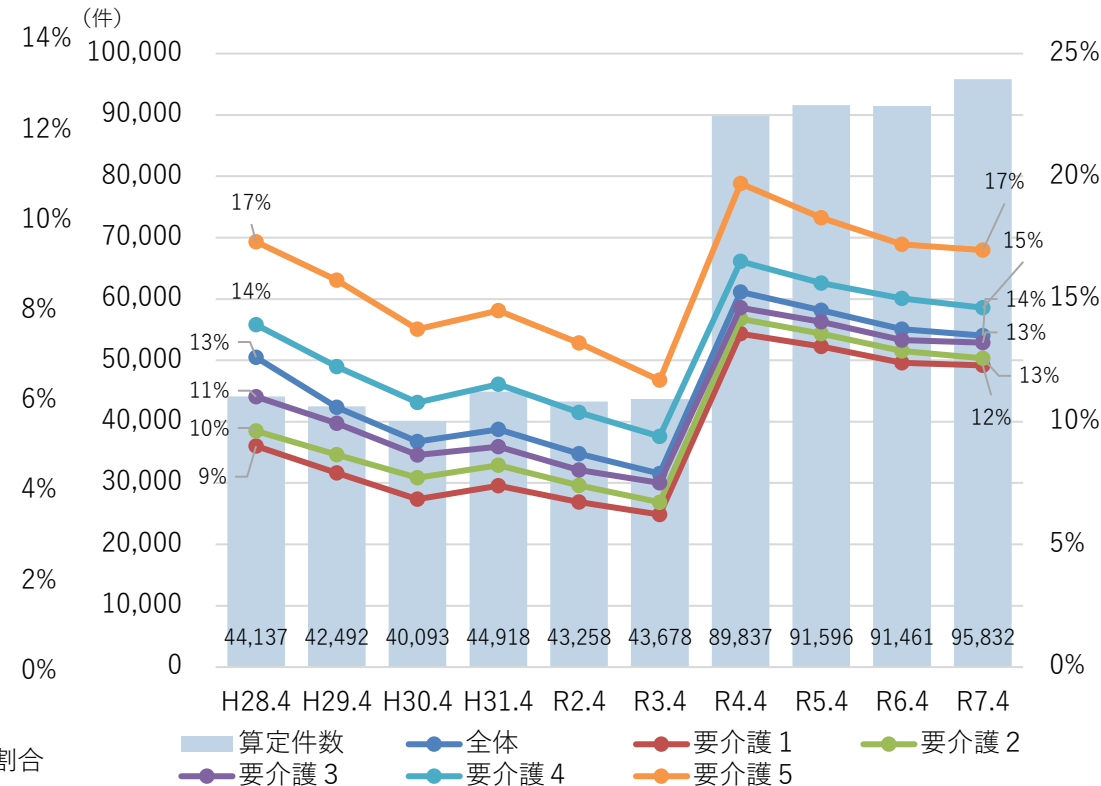
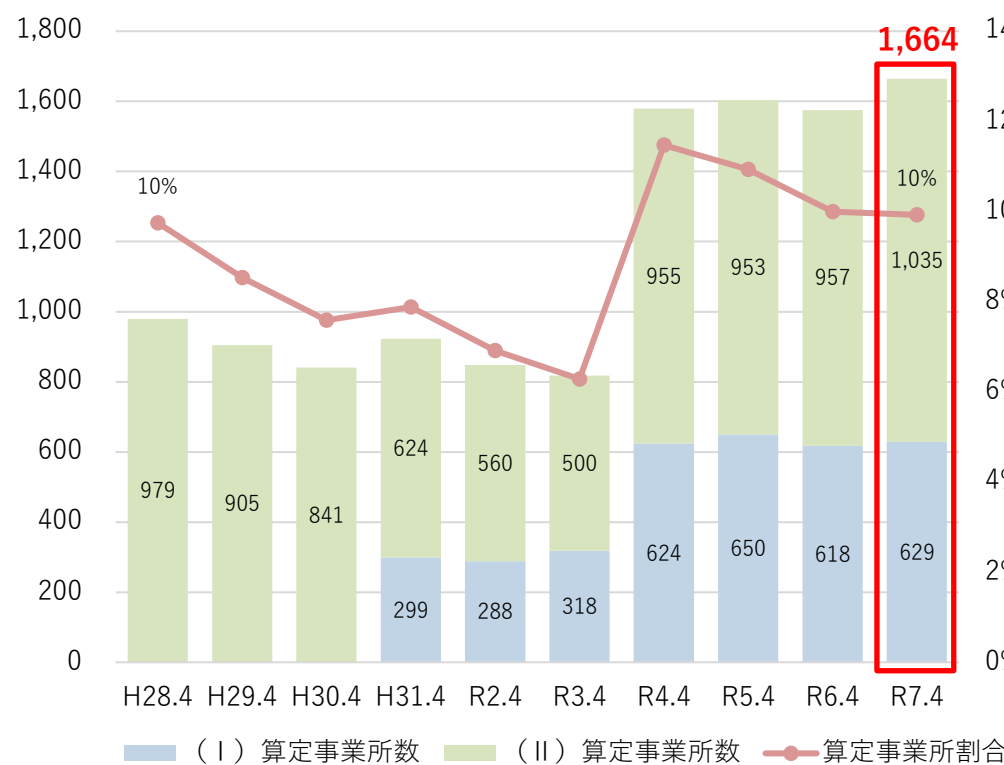
○看護体制強化加算の算定事業所数は、コロナ禍の影響で一時的に減少傾向にあったが、近年は横ばいである。

■看護体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定事業所数と事業所割合

■要介護度別の看護体制強化加算の算定者の割合

※H30年改定の際に看護体制強化加算（Ⅰ）が新設され、それまでの看護体制強化加算は（Ⅱ）の区分となった。

（ヶ所）



看護体制強化加算（Ⅰ）550単位（Ⅱ）200単位（1月あたり）

看護体制強化加算（Ⅰ）：次の①②③④を満たす

- ①算定の前6月間における利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した割合が50%以上
- ②算定月の前6月間における利用者総数のうち、特別管理加算を算定した割合が20%以上
- ③算定月の前12月間にターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上
- ④訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上

看護体制強化加算（Ⅱ）：上記①②④を満たし、③算定月の前12月間にターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上を満たす

【出典】介護DBから抽出した各年4月審査分のデータを老健局老人保健課において集計 53

2.(4)④ 看護体制強化加算の見直し

社保審一介護給付費分科会

第199回 (R3.1.18)

参考資料 1

概要

【訪問看護★】

- 看護体制強化加算について、医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える環境を整える観点や訪問看護の機能強化を図る観点から見直しを行う。【告示改正】

単位数

< 現行 >

(訪問看護の場合)

看護体制強化加算 (Ⅰ) 600単位/月

看護体制強化加算 (Ⅱ) 300単位/月

< 改定後 >

看護体制強化加算 (Ⅰ) 550単位/月

看護体制強化加算 (Ⅱ) 200単位/月

(介護予防訪問看護の場合)

看護体制強化加算 300単位/月

看護体制強化加算 100単位/月

算定要件等

- 要件について、以下の見直しを行う（訪問看護、介護予防訪問看護共通）
 - ・ 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合について、「100分の30以上」から「100分の20以上」に見直し
 - ・ （介護予防）訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であることとする要件を設定（令和5年4月1日施行）
- ※ 令和5年3月末日時点で看護体制強化加算を算定している事業所であって、急な看護職員の退職等により看護職員6割以上の要件を満たせなくなった場合においては、指定権者に定期的に採用計画を提出することで、採用がなされるまでの間は同要件の適用を猶予する。

看護体制強化加算に係る経過措置の適用状況

- 令和5年3月時点で看護体制強化加算を算定している事業所であって、急な看護職員の退職等により看護職員6割以上の要件を満たさなくなった場合においては、指定権者に定期的に採用計画を提出することで、採用がなされるまでの間は同要件の適用を猶予している。
- 令和8年8月1日時点で、経過措置を設けている都道府県等※はなかった。※都道府県等：都道府県、政令市、中核市を指す。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（抄）（平成十二年厚生省告示第十九号）

■附則

（看護体制強化加算に係る経過措置）

第三条の2 令和五年三月三十一日において現にこの告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のト又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のホの加算を算定している指定訪問看護ステーション又は指定介護予防訪問看護ステーションであって、令和五年四月一日以後に、看護職員の離職等によりこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める基準第九号イの(1)の(四)に掲げる基準（同告示第百四号において準用する場合を含む。）に適合しなくなったものが、看護職員の採用に関する計画を都道府県知事に届け出た場合には、当該指定訪問看護ステーション又は当該指定介護予防訪問看護ステーションは、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当該基準にかかわらず、当該加算を算定することができる。

■看護体制強化加算に係る経過措置の適用の有無（n=127）

あり	なし
0	127

※令和8年熊本地震の影響を踏まえ、熊本県は対象外とした。